

平成 26 年 2 月

会員各位

スウインスイミンググループ
株式会社埼玉北スイミングスクール
スウィンクラブ

消費税法改正に伴うご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より埼玉スウインスイミングスクールをご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法改正に伴いまして、当スクール月会費におきまして、消費税法改正を反映させていただきます。

つきましては、平成 26 年 4 月度分(3 月引落し)より、月会費に消費税率 8 % が加算された金額をお預かり致します。

今後とも皆様により良いサービスをご提供できるよう、従業員一同、鋭意 努力して参ります。

ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具